

介護老人保健施設 ベルアモール 指定介護予防 訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人生長会が設置する介護老人保健施設ベルアモール指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士等の職員（以下、「指定介護予防訪問リハビリテーション従業者」という。）が要支援状態の利用者に対し、適正な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態等となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 前2項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年条例第58号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 ベルアモール 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 大阪府堺市中区深井畑山町 2 1 1 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 医師 1名（常勤1名：兼務）
利用者の医学的管理を行い、訪問リハビリテーション実施の指示を行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 いずれか1.0名以上

理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日まで。但し、12/30 から 1/3 は除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業の内容)

第6条 事業所で行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練や、必要な指導を行う。理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(秘密の保持)

第7条 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則し、当事業所が得た利用者の個人情報については法人の基本方針・利用目的・個人情報管理規定を遵守し、適切に取り扱うこととする。

2 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととする。

3 介護保険サービスの利用者のための市町村、居宅支援事業者その他の医療機関等への療養情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養提供。

4 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

5 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

6 前項に掲げる事項は利用終了後も同様の扱いとする。

(利用料等)

- 第8条 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の一部（利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額）として、居宅介護サービス費用基準額から当該介護保険施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
 - 3 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
 - 4 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
 - 5 利用料等の変更を行おうとする場合には、1ヶ月以上の期間をおいて利用者にもその内容を通知するものとします。
 - 6 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
 - 7 消費税については介護保険の保険対象サービス（保険給付分と自己負担割合分）は、原則として消費税は課税されません。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、堺市の区域とする。

(衛生管理等)

- 第10条 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（PCのリモート機能等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(就業環境の確保)

- 第13条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

- 第14条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、法第23条の規定により市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

サービス提供に関する相談、苦情について

※市町村の窓口受付時間 (午前9時～午後5時30分)

<p>【事業所の窓口】 介護老人保健施設 ベルアモール 訪問リハビリテーション</p>	<p>所在地 大阪府堺市中区深井畑山町 211 電話番号 072-277-7711 ファックス番号 072-270-7735</p>
<p>【市町村の窓口】 堺市健康福祉局長寿社会部 介護保険課</p>	<p>所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7513 ファックス番号 072-228-7853</p>
<p>【市町村の窓口】 堺市健康福祉局長寿社会部 介護事業者課</p>	<p>所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7348 ファックス番号 072-228-7481</p>
<p>【市町村の窓口】 中基幹型包括支援センター</p>	<p>所在地 大阪府堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号 072-270-8268 ファックス番号 072-270-8288</p>
<p>中第1地域包括支援センター</p>	<p>所在地 大阪府堺市中区深井中町 1888-14 電話番号 072-276-0800 ファックス番号 072-276-0802</p>
<p>中第2地域包括支援センター</p>	<p>所在地 大阪府堺市中区土塔町 2028 電話番号 072-234-6500 ファックス番号 072-234-6501</p>
<p>中第3地域包括支援センター</p>	<p>所在地 大阪府堺市中区東山 841-1 電話番号 072-234-2006 ファックス番号 072-234-2013</p>
<p>堺市堺区 地域福祉課 介護保険係</p>	<p>所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7520 ファックス番号 072-228-7870</p>
<p>堺市中区 地域福祉課 介護保険係</p>	<p>所在地 大阪府堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号 072-270-8197 ファックス番号 072-270-8103</p>
<p>堺市東区 地域福祉課 介護保険係</p>	<p>所在地 大阪府堺市東区日置荘原寺町 195-1 電話番号 072-287-8123 ファックス番号 072-287-8117</p>
<p>堺市西区 地域福祉課 介護保険係</p>	<p>所在地 大阪府堺市西区鳳東町 6丁 600 電話番号 072-275-1912 ファックス番号 072-275-1919</p>

堺市南区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市南区桃山台 1丁1-1 電話番号 072-290-1812 ファックス番号 072-290-1818
堺市北区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市北区新金岡町 5丁1-4 電話番号 072-258-6651 ファックス番号 072-258-6836
堺市美原区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市美原区黒山 167-1 電話番号 072-363-9316 ファックス番号 072-362-0767
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 苦情相談係	所在地 大阪市中央区常盤町 1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための委員会を設置する。
- (5) 虐待防止に関する責任者を選定する。(責任者：管理者 石川 巧)

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束について)

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定介護予防訪問リハビリテーションに関する記録を整備し、その簡潔の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年間）保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人生長会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 5月 1日から施行する。

この規程は、2021年12月 1日から施行する。

この規程は、2024年 4月 1日から施行する。

この規程は、2025年 1月 1日から施行する。

この規程は、2025年 7月 1日から施行する。